



地域の宝

但馬牛物語

★36★

渡辺 大直

最近、テレビで危機管理という言葉がしばしば耳にする。危機管理といえば、牧場公園でも悩ましい問題がある。それは但馬牛や羊、山羊等牧場公園で飼っている家畜の伝染病対策だ。

畜産農家は、家畜伝染病予防法によって、畜舎や飼料庫など家畜がいる場所や家畜を飼うのに頻繁に利用する場所を衛生管理区域と定め、そこに外部の人が立ち入らないようにすることになっている。しかし獣医師や人工授精師、飼料会社等どうしても入らなければならない人がある。そのため、衛生管理区域の入り口には人や車を消毒する施設を設け、いつ、誰が来たか記録しなければならない。

ところが牧場公園は、但馬牛を紹介し、但馬牛や山羊、

羊、兎等の動物と触れ合い、親しみを持ってもらおうと造られた施設だ。衛生管理区域にお客さんが入れないようにすることはできない。家畜伝染病予防法でも、不特定多数の人が衛生管理区域に立ち入る施設ではルールを定め、そのルールが適切であることを

家畜防疫員(家畜保健衛生所)が確認することになっている。牧場公園にもそうしたルールはあるが、多くの人が立ち入ると、その分だけ伝染病の侵入リスクは高くなる。特に神経を使うのは、2010年に宮崎県で発生し、大きなニュースになった口蹄疫だ。現在、我が国での発生はないが、アジアやアフリカ諸国等では発生していて、最も警戒が必要な伝染病だ。口蹄疫は牛だけでなく、山羊や羊にも感染し、感染力が強く、万一感染

すると、感染牛はもちろん、感染していない牛も広がりを防ぐために殺処分しなければならず、但馬牛の存続にも関わりかねない。

今後、外国からのお客さんの増加が予想される。また海外に旅行される日本人も多い。こうしたことから朝来家畜保健衛生所と従来のルールを検討しなおし、新ルールを5月21日から適用した。

以前から1週間以内に来日された外国人や外国に行かれた日本人のお客さんには畜舎に牛に触れないよう柵を二重にした。

山羊や羊などの小動物舎やふれあいコーナーも同様に記帳、入国年月日の確認をしたうえで、入場許可証を渡し、手洗い、靴底消毒をした後、入場していただくことにした。

お客さんには煩わしく、ご不便をおかけするが、地域の宝但馬牛は何としても守らなければならない。ご理解の上、ご協力をお願いします。

家畜の伝染病対策



動物を伝染病から守るため小動物舎も新ルールのもとで公開される



入り口に設置された消毒液と靴カバー

■筆者プロフィール■
わたなべ・ひろなお
1954年、新温泉町浜坂出身。県職員として畜産行政に長年携わってきた。県立但馬牧場公園「但馬牛博物館」館長。